定額減税・森林環境税

個人住民税の制度改正について

定額減税について

令和6年度税制改正に伴い、令和6年度に個人住民税（市・県民税）の定額減税が実施されることになりました。

■減税額

特別控除の額は次の合計額。ただし、その合計額がその者の所得割の額を超える場合には、所得割の額を限度とする。

①本人＝1万円

②控除対象配偶者または扶養親族（国外居住者を除く）＝1人につき1万円

■適用条件

①納税者の令和5年中の合計所得金額が1805万円以下

②所得割の納税義務者

※均等割、利子割、配当割、株式等譲渡所得割からは控除されません

※各種税額控除を適用後の所得割額がない場合は定額減税はありません

■その他の情報

・住民税が給与から天引きされる場合、令和6年度の徴収開始月である令和6年6月分は徴収せず、定額減税後の税額を翌7月から令和7年5月までの11分割で徴収します

※定額減税の対象にならない均等割のみの課税者や合計所得金額1805万円を超える場合は、これまでどおり6月からの徴収

・住民税を普通徴収（納付書や口座引落等）で納める場合、第1期分の納付額から特別控除に相当する金額を控除する

※控除しきれない部分の金額は第2期分以降の納付額から順次控除する

・住民税が公的年金から天引きされる場合、普通徴収がない場合は10月の公的年金からの特別徴収税額から特別控除に相当する金額を控除する

※控除しきれない部分の金額は12月分以降の特別徴収税額から順次控除する

令和6年度から森林環境税（国税）の課税が始まります

■森林環境税

森林環境税とは令和6年度から国内に住所のある個人に対して課税される国税です。市町村において、1人年額1000円を個人住民税均等割の枠組みを用いて賦課徴収されます。その税収の全額が、森林環境譲与税として都道府県・市町村に譲与される仕組みとなっています。

■令和6年度以降の均等割額および森林環境税について

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の臨時的措置が終了し、令和6年度から新たに森林環境税が導入されます。

	令和5年度まで	令和6年度以降
市民税（均等割額）	3,500円	3,000円
県民税（均等割額）※	2,000円	1,500円
国税（森林環境税）	―	1,000円
合計	5,500円	5,500円

※県民税にはみんなの森づくり県民税500円を含む

■問合せ　税務課課税係　TEL76-1066

軽自動車税

軽自動車税に関するお知らせ

軽自動車税納税証明書（継続検査用）について

令和5年1月から軽自動車税納付確認システム（軽JNKS）の運用開始により、車検を受ける際の納税証明書の提示が原則不要となりましたが、軽JNKSへの納税データ登録には数日の期間を要する為、納税後すぐに車検を受ける場合は引き続き納税証明書の提示が必要となります。あらかじめ送付した納付書で納付される方は、領収書が継続検査用の納税証明書になりますので、車検証と一緒に保管し、継続検査に備えてください。

また、口座振替を利用されている方の軽自動車税は、5月31日に指定の口座から引き落とされます。引き落とし結果のデータが届くまでの期間（5月31日～6月6日）は、納税の確認が取れず軽自動車税納税証明書（継続検査用）の発行ができません。証明書の必要な方は、軽自動車税の引き落とされた預金通帳を記帳のうえ　税務課8番の窓口で申請してください。

申請に必要なもの　軽自動車税の引き落としが記帳された通帳、本人確認書類（運転免許証、保険証、マイナンバーカードなど）

※証明書発行手数料は無料です。

軽自動車の経年車重課について

地球温暖化防止および大気汚染防止の観点から国のグリーン化施策を進めるために、平成28年度以降順次、最初の新規検査（新車の登録）から13年を経過した軽四輪車等について「経年車重課」が適用されています。

今年度は、平成23年3月以前に最初の新規検査をされた車が対象となります（新規検査の年月は車検証の初度検査年で確認できます）。

車種区分			重課税率
三輪			4,600円
四輪	乗用	自家用	12,900円
		営業用	8,200円
	貨物用	自家用	6,000円
		営業用	4,500円

※詳細はお問い合わせください。

■問合せ　税務課課税係　TEL76-1066

児童手当制度

児童手当制度について

児童手当は、家庭等における生活の安定と、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちに資することを目的とし、手当を支給する制度です。

■受給資格者　中学校卒業まで（15歳の誕生日以後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

■支給額

・3歳未満＝一律1万5千円

・3歳以上小学校修了前＝1万円（第3子以降は1万5千円）

・中学生＝一律1万円

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5千円を支給します。

所得上限限度額を上回る場合は、受給資格を喪失します（例・給与収入のみの収入で、子ども3人、年収103万円以下の配偶者を扶養している場合1200万円）。資格を喪失した後に、所得上限限度額を下回った場合には、新たに申請が必要です。

※第3子以降とは、高校卒業まで（18歳の誕生日以後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

■支給月　6月・10月・2月にそれぞれ前月分までの手当を支給します。

※制度改正により令和6年度から支給月および支給回数が変わります。

申請・届出

出生や市外から転入したときは15日以内に申請が必要となります。申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当は受け取ることができないので、ご注意ください。

また、転出をする場合や転居による住所変更、加入する年金制度や医療保険制度等に変更が生じた場合は、その事実があった日から15日以内に届出を行ってください。

令和6年度の制度改正（12月期支給分から変更）

①所得制限が撤廃されます。

②支給対象が高校卒業まで（18歳の誕生日以後の最初の3月31日まで）の子に拡充されます。

③第3子以降の支給額が月額3万円に増額されます。

※第3子以降のカウント対象児童が、経済的負担があり、監護している22歳の誕生日以後の最初の3月31日までの子に拡大されます。

④支給回数が変わります。

●令和6年度
6月、10月、12月、2月の年4回

●令和7年度
4月、6月、8月、10月、12月、2月の年6回

※それぞれ前月分までの手当を支給します。

■問合せ　福祉課社会係　TEL73-5612

市議会と意見交換を行う各種団体等を募集します

市議会では、議会基本条例に基づき、「市民に開かれた議会」、「市民参加・市民との連携」および「政策提案機能の強化・拡大」を図るため、公募により意見交換会を行う団体等を募集します。

■対象　市内で事業活動やその他の活動を行う団体および市民グループ、市内高等学校、自治公民館等で、10名以上の参加が可能な団体

■開催時期　令和6年7月（時間は1時間30分程度）

■開催場所　応募団体が希望する場所とし、会場は応募団体で確保してください。

■意見交換の内容　あらかじめ提出されたテーマ（原則3件以内）に基づき意見交換を行い、意見交換会の結果は、議会での一般質問や委員会審査などの議会活動に生かしていくことになります。意見交換の内容が議会として対応できないものや、政策に反映できないような単なる市への苦情等を目的としたものとならないよう、テーマを設定される際は十分留意してください。

■参加議員　原則、全議員（12名）

■応募方法　申込書に必要事項を記入の上、議会事務局へ提出してください。申込書は、議会事務局に備え付けていますが、市ホームページからも入手できます。なお、提出はファックス、メールでも受け付けています。

■応募締切　5月30日（木）

※意見交換会の結果は、市議会において概要を作成し、後日、市ホームページ等で公開します。

■問合せ・申し込み

議会事務局議事係　TEL76-1046・FAX72-9436

メールアドレス　giji3@city.makurazaki.lg.jp